

関係各位

区発注工事の入札参加要件等の見直しについて

区発注工事の入札参加要件等を以下のとおり見直し、11月以降の入札公告分から試行実施します。

1 区発注の土木一式工事（下水道推進を除く）のAランク企業の参加拡大

- 予定価格3千万円以上の土木一式工事（下水道推進を除く）のうち、新潟市の道路除雪・排雪協力企業限定入札の一部について、当該区（本店のある区）のAランク企業が参加できる入札を設定します。

2 区発注の下水道小口径推進工事の入札参加資格要件を拡大

- 区発注の下水道小口径推進工事の入札の一部について、入札参加資格要件「1 推進延長が30m以上の推進工法の施工実績」に、「共同企業体の構成員及び下請の実績を追加」します。また、下水道小口径推進の実績がなくても、「土木一式工事の工事成績が75点以上の優良企業の参加」も追加します。
ただし、配置技術者の条件を設けます。

（1）入札参加資格要件を拡大する工事

- **予定価格5千万円未満の下水道小口径推進工事（区発注工事）の一部**

（2）入札参加資格要件

① 共同企業体の構成員の場合

- 契約書、CORINS等で一推進30m以上の下水道推進工事の共同企業体の構成員であったことが証明できること。
- 平成17年度以降本市発注の土木一式工事で70点以上の実績（共同企業体を除く）のある一級土木施工管理技士を専任の主任技術者として配置すること（ただし、旧巻町分については、合併後の発注・竣工に限る。）。

② 下請の場合

- 元請契約書、CORINS等で一推進30m以上の下水道推進工事の実績が証明できること。
- 下請契約書又は元請業者からの注文書、元請業者の証明などで、一推進30m以上の下水道推進工事の下請実績が証明できること。
- 平成17年度以降本市発注の土木一式工事で70点以上の実績（共同企業体の実績を除く）のある一級土木施工管理技士を専任の主任技術者として配置すること（ただし、旧巻町分については、合併後の発注・竣工に限る。）。

③ 土木一式工事の工事成績が優良の場合

- 平成17年度以降本市発注の当初契約額3千万円以上の土木一式工事で75点以上の実績（共同企業体の実績を除く）があり、かつ同様の実績のある一級土木施工管理技士を専任の主任技術者として配置すること（ただし、旧巻町分については、合併後の発注・竣工に限る。）。

④ その他の参加要件（①～③共通の注意点）

- ア 平成17年度以降の発注工事で、65点未満の工事成績を得た業者は、参加を認めない（ただし、旧巻町分については、合併後の発注・竣工に限る。）。
- イ 今回の新規業者参入に伴う下水道小口径推進工事を受注して、工事成績が65点未満の場合は、2年間は下水道小口径推進工事の参加を認めない。

- (3) 審査書類（落札候補者になった場合の提出書類）
対象案件の個別公告に添付します。